

○ハラスメントの防止に関する規程

(平成 16 年 2 月 26 日施行)

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人女子美術大学（以下「本法人」という。）及び女子美術大学・女子美術大学短期大学部（以下「本学」という。）を構成する全教職員及び在籍する全学生（以下「構成員」という。）の基本的人権の保障、個人の尊厳の確保、男女平等の実現を図り、健全な環境のもとで教育、研究、学習及び労働に専念できるよう、ハラスメントの防止及び排除、ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定める。

2 前項でいう構成員には非常勤の者、科目等履修生、聴講生等を含む。

(定義)

第 2 条 ハラスメントとは、教育現場または職場において、優越的地位や継続的関係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動、あるいは不適切な言動や差別的待遇等によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて、教育環境や職場環境を悪化させることをいう。

(環境整備の責務)

第 3 条 構成員は、ハラスメントのない健全で快適な環境を醸成し、維持することに努めなければならない。

(監督者の責務)

第 4 条 研究室・部署の長その他教職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止等に適切かつ迅速に対処しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、教職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 教職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(理事長の責務)

第 5 条 理事長は、構成員に対し、本法人及び本学のハラスメントの防止等に関する諸規程の周知徹底を図るとともに、防止にかかわるパンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等啓発行動を行うよう努め、これらを総括するものとする。

(防止対策委員会)

第 6 条 ハラスメント防止対策を推進するため、ハラスメント防止対策委員会を置く。

2 ハラスメント防止対策委員会に関する事項は、別に定める。

(相談窓口)

第 7 条 ハラスメントの被害を受けた者の苦情の申出及び相談に対応するため、相談窓口を設け、相談員を置く。

2 相談窓口に関する事項は、別に定める。

(申出の取り下げ)

第 8 条 苦情の申出人は、いつでも苦情を取り下げることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第 9 条 理事長及び学長、監督者、その他教職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした構成員に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(学外者に対する措置)

第 10 条 ハラスメントを行った者として学外者が関与していた場合には、理事長は当該学外者に対し適切な措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、理事長が必要であると認めるときは、当該学外者の所属する組織に対して適切な措置をとるよう求めなければならない。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

付 則

この規程は、平成 16 年 2 月 26 日から施行する。